

こども計画について

1 米子市こども計画（仮称）の概要

- (1) 策定の根拠
こども基本法第10条
- (2) 目的
 - ・こども・若者施策の総合的な推進
 - ・市民にとって分かりやすい計画の策定
- (3) 策定に当たっての留意事項
 - ・国のこども大綱（令和5年12月閣議決定）及び県のシン・子育て王国とっとり計画を勘案すること。
 - ・国のこども大綱は、「少子化対策」、「子ども・若者施策」、「貧困対策」に関する大綱を束ねたものであり、自治体のこども計画には、これらの内容が盛り込まれる必要があること。
 - ・こども・若者や子育て当事者等の意見を聴くこと。
- (4) 計画期間
令和7年度から令和11年度まで（5年間）
※ただし、母子保健計画は計画期間中のため、令和5年度から令和11年度まで（7年間）

2 計画の構成及び施策の体系

資料2及び資料3のとおり

3 意見聴取・調査について（予定）

実施調査等	実施時期	対象	内容
子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査【実施済】	令和6年6月・7月	未就学児保護者	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出の基礎資料とするためのニーズ把握（放課後児童クラブや一時預かり事業等の利用意向）
各施設等への事業者とその利用者（子ども・おとな）へのヒアリング調査【実施中】	令和6年8月・9月	こどもへの支援に携わる各事業者及びその利用者	利用者の支援の状況、活動や利用の実態、課題など 対象施設等…放課後デイサービス、あかしや、保育所、教育支援センター、産後ケア施設、児童養護施設、子育て支援センター、子ども会、子ども食堂、放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室、米子市児童文化センターなど
こども向けのアンケート調査	令和6年9月頃	小学5年生から高校生まで	放課後の過ごし方やこども・若者にとって住みよいまちについて
こども・若者の意見収集	令和6年9月以降	こども・若者	応募フォームを設置して、広く意見を募集する。

4 今後の計画策定スケジュール（予定）

時期	内容	備考
R6.6～7月頃	量の見込みの算出のためのアンケート調査【済】	未就学児の保護者
R6.8月～	事業者へのヒアリング調査【実施中】	事業者とその利用者
R6.8月	米子市子ども・子育て会議【本日】	計画骨子審議
R6.9月	こども向けのアンケート調査	小5～高校生
R6.9月～	こども・若者の意見収集	
R6.10月～11月頃	米子市子ども・子育て会議ほか	計画素案審議
R7.1月頃	パブリックコメント	
R7.2月頃	米子市子ども・子育て会議	最終案審議
R7.3月末	計画完成	